

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 20歳代
- 3 所 属 福岡地区の県立学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年11月13日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和7年3月から9月までの間に30回程度、自校の生徒に対して校外でわいせつな行為を行った。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。